

平成23年3月23日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(行コ)第157号 損害賠償請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成21年(行ウ)第45号)

口頭弁論終結日 平成23年2月9日

判 決

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

控訴人(原告) 小林洋一

同所

控訴人(原告) 小林昌子

大阪府和泉市府中町2丁目7番5号

被控訴人(被告) 和泉市長辻宏康

同訴訟代理人弁護士 俵正市

同 重宗次郎

主 文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、若樺町内会に対し、683万円及びこれに対する平成21年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、和泉市が、若樺町内会に対し、同町内会の町会館の付属倉庫増築工事への助成金683万円（以下、町会館を「若樺町会館」、付属倉庫を「本件倉庫」、増築工事を「本件工事」、助成金を「本件助成金」という。）を交付したことについて、和泉市の住民である控訴人らが、本件助成金の交付には公

益上の必要がなく、地方自治法232条の2の要件を満たさないものであり、また、若槻町内会による本件助成金の交付申請は虚偽の図面を添付するなど不正にされたものであるから、本件助成金の交付が違法であり、かつ私法上も無効であると主張して、被控訴人に対し、同法242条の2第1項4号に基づき、若槻町内会に対して不当利得返還請求権に基づいて、本件助成金相当額の金員及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成21年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めている住民訴訟である。

2 原審は、本件助成金の交付に公益上の必要性が認められたとした被控訴人の判断に裁量権の逸脱濫用があったとは認められず、また、仮に虚偽の図面の添付がされたとしても和泉市の判断に影響を与えるものではなかったから、本件助成金交付申請における手続上の瑕疵により本件助成金の交付自体が違法となるとはいえないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、これを不服とする控訴人らが控訴した。

3 法令の定め、前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決2頁25行目の「自治体」を「自治会」と改め、後記4、5のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の「1 法令の定め」、「2 前提となる事実」及び「第3 争点及び当事者の主張」（原判決2頁8行目から11頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 4 当審における控訴人らの補充主張

##### (1) 公益上の必要性

ア 本件要綱に基づく助成金の支出は、本件要綱2条に定められた事業に限定して行われなければならず、仮に、本件要綱1条の「地域住民のコミュニティ活動の促進及び福祉の増進を図る」とする目的に資するものであっても、2条の対象事業に当たらないものにこれを拡大解釈し、本件要綱を

適用して助成金を支出することはできないと考えるべきである。

2条に定める「町会が町民の集会及び会議等に使用するための建物」とは、町会館本体及び町会館の機能を果たすために必要な施設と限定的に解すべきであり、だんじりは会館の機能とは直接関係がないから、2条の対象事業に当たらないのは明らかである。したがって、たとえそれが1条の目的に資するものであったとしても、拡大解釈をしてだんじり倉庫に助成金を支出するのは、本件要綱に違反する。

イ 本件倉庫と若桜町会館とは、屋根は別であり、若桜町会館からいったん外に出ないと本件倉庫に入ることはできないなど、構造上も機能上も全く別の建物である。

ウ 本件倉庫は、都市計画区域内における建築物であるから、建築工事に着手する前に建築確認を受ける必要があったのに、これを受けていないから違法建築である。

建築確認を受けていない建物は、建築基準関係法令に適合した安全な建築物であることが保障されていないと解すべきである。本件倉庫が現実に利用されていることやこれに対し除去命令が出されていないことなどは、建築確認を得ていないことを正当化する理由にはなり得ない。建築確認の未取得は反社会的行為とみなされるのであり、このような行為がなされた建物に助成金を支出することは、公益に反することが明らかである。

## (2) 本件助成金交付申請の違法

ア 本件助成金の交付申請書に虚偽の立面図を添付した理由は、本件助成金の交付を受けてだんじりを収納する本件倉庫を増築することに批判的な考え方を持つ住民らに対して、その目的を隠匿するためではない。本件助成金の交付申請時には本件倉庫は既に完成しており、町内の住民には本件倉庫がだんじりを収納するものであることは既に分かっていたから、申請時に異なった図面を添付しても意味がないのである。

虚偽の図面を添付した理由は、本件助成金の交付申請が一見してだんじり倉庫と分からぬよう偽装するためである。従来、町会館の新築に当たり、だんじりを収納するスペースを有する場合にも助成金を支出した実績はあったが、本件倉庫は、既に存在する会館の横に建設する別棟の建物であることから、このような偽装が行われたのである。

若桜町内会は、申請時には単なる倉庫とみられる図面を添付し、事業目的にもそのような趣旨の記載をして、和泉市に単なる倉庫と誤認させ、本件助成金の交付申請を受理させたものである。

イ 和泉市の担当者は、和泉市議会の答弁において、本件助成金につき、会館付属施設として助成した旨答えているように、和泉市は、だんじり収納を前提に本件助成金の交付申請を受理したものではないから、申請の適法性に影響がないとはいえない。

## 5 当審における被控訴人の補充主張

### (1) 公益上の必要性

ア 本件要綱1条の規定の目的を前提として、本件要綱2条の規定を目的論的に解釈すべきものである。

イ 控訴人らは、本件倉庫と若桜町会館が建築構造上一体のものではないと主張するが、目的論的に機能性に着目して、これらを一体と判断すべきである。要綱は、地方公共団体の長の裁量的判断で制定、改廃が自由になし得るものであることも考え合わせれば、上記目的論的解釈が妥当することは明らかである。

ウ 控訴人らの主張は、本件助成金の交付申請に建築確認書の添付が義務付けられておらず、また、同申請時に、本件助成金の担当者には、建築基準法所定の措置や処分の存否を確認すべき義務がないことを看過している。

### (2) 本件助成金交付申請の違法

和泉市としては、本件助成金がだんじりを収納する本件倉庫の増築資金に

使用されるものであることを認識しており、これを前提として本件助成金の交付を決定したものであるから、仮に若槻町内会が意図的に虚偽の立面図を添付するなどしたとしても、和泉市の本件助成金交付決定の適法性には影響がないというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの被控訴人に対する本件請求はいずれも理由がないから、これらを棄却するのが相当であると判断する。その理由は、原判決を次とおり補正し、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の1、2（原判決11頁8行目から19頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決14頁24行目から15頁8行目までを次の文章に改める。  
「(3) なお、控訴人らは、本件倉庫が建築基準法6条の建築確認を受けていない違法建築であり、違法建築に対してされた助成金の交付は公益上の必要性がないことは明らかであるから、本件助成金の交付は違法であると主張し、また当審における補充主張においても同様の主張をしている。

しかしながら、本件助成金の交付申請には建築確認書の添付が義務付けられておらず、また、本件助成金の担当者には建築基準法所定の手続の存否を確認すべき義務が定められていないだけでなく、本件倉庫が完成して現実に使用されており、これに対し除去命令等が出されるといったような事態は何らうかがわれないところである。本件倉庫について、建物としての基本的安全性に影響するような建築基準関係法令に対する重大な違反があるような場合には、そのような建物の建築について公益性が否定される結果として、本件要綱に定める助成対象事業としての適格性を欠くと判断されることもあり得ようが、単に建築確認を受けていないという一事をもって、上記適格性が直ちに失われるとはいえないというべきである。した

がって、本件倉庫の増築工事費用として本件助成金を交付したことが、公益上の必要性を欠くものとして違法となるものではないから、上記控訴人の主張は採用できない。」

- (2) 原判決17頁8行目の「本件助成金」から9行目の「住民らに対し」までを「本件要綱2条に定める助成対象事業に該当しないと判断されるおそれがあることから」と改める。
- (3) 原判決18頁21行目の「そうであれば」から25行目末尾までを次の文 章に改める。

「また、和泉市がこのような認識・判断をしていたことは、本件要綱10条に、町会が偽りその他不正な方法で申請したと認めたときは、助成金交付決定を取り消して交付した助成金の返還を命ずることがあるとされているにもかかわらず、被控訴人はそのような行為に出でていないことからも裏付けられる。そうであれば、仮に若櫻町内会が本件要綱2条に定める助成対象事業に該当しないと判断されるおそれがあることを慮って、軽率にも意図的に虚偽の立面図を添付するなどしたとしても、本件助成金の交付を決定した和泉市の判断には何らの不当な影響を与えることはなかったということができる。」

## 2 当審における当事者の補充主張に対する判断

- (1) 公益上の必要性について

控訴人らは、だんじり収納目的の本件倉庫について、町会館の整備事業として助成金を交付することは、本件要綱2条の許されない拡張解釈である旨主張するところ、前記のとおり、もともと公益上の必要性の判断は、普通地方公共団体の長の裁量にゆだねられた事項であるから、諸般の事情を総合的かつ合理的に勘案して、特に社会通念上不合理な点があるとか、特に不公正な点があるとかの場合でない限り、違法であるとはいえないと解されるところである。したがって、本件倉庫の新築が上記助成対象事業に該当するかどうかが一義的に明らかではないとしても、町会によるだんじりの所有・管理

が本件要綱 1 条の「地域住民のコミュニティ活動の促進及び福祉の増進を図る」とする目的に資するものであることや、既存の町会館との場所的・機能的接着性などを考慮して、本件倉庫の新築が本件要綱 2 条に定める助成対象事業に当たるとした被控訴人の判断が、その裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したものと認めることはできないというべきである。

(2) 本件助成金交付申請の違法について

控訴人らも指摘するとおり、若桜町内会が本件助成金の交付申請書に虚偽の図面を添付した理由は、一見してだんじり倉庫と分からないように偽装するためであった可能性はあるものの、仮に、そのような目的であったとしても、前記のとおり、本件助成金の交付には公益上の必要性が認められるだけでなく、和泉市は本件助成金がだんじりを収納する本件倉庫の増築資金に使用されることを認識した上で本件要綱の基準に合致するものと判断して本件助成金の交付を決定しているのであるから、本件助成金の交付決定が違法となり、私法上も無効となって、不当利得返還請求権が発生するということはできず、また、既に交付した本件助成金の返還を求めない被控訴人の判断に、裁量権の逸脱・濫用があるということもできないから、上記の点は、前記判断を左右するものでないことは明らかである。

3 以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当である。

よって、本件各控訴は理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 坂 本 倫 城

裁判官 西 垣 昭 利

裁判官 森 實 將 人